

富山県告示第116号

土地収用法による事業の認定について

土地収用法（昭和26年法律第 219号。以下「法」という。）第20条の規定により次のとおり事業の認定をしたので、同法第26条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 3 月13日

富山県知事 石 井 隆 一

1 起業者の名称

高岡市

2 事業の種類

金屋鋳物師町工房(仮称)整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

高岡市金屋町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第 1 号の要件への適合性について

申請に係る事業は、高岡市金屋町地内の土地を起業地とする金屋鋳物師町工房（仮称）整備事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、高岡市が事業主体となり、高岡の高度な鋳物技術の継承を目的として金屋鋳物師町工房（仮称）の整備を行うものであり、土地収用法第 3 条第32号に掲げる国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第 2 号の要件への適合性について

起業者である高岡市は、本件事業の施行に必要な予算措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を持つものと認められる。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

高岡の鋳物技術は、400年の歴史の中で新しい技法を生み出しながら現代に受け継がれ、国の伝統的工芸品として高岡銅器が産地指定を受ける等、大いに発展を遂げてきている。

また、鋳物の技術が基盤となって、主要産業であるアルミニウム産業等が展開していることから、高岡市の産業にとって、鋳物の技術は欠かせないものであり、今後もその技術を伝えることは非常に重要である。

現在、高岡市の鋳物産業を取り巻く状況は厳しく、顧客ニーズの変化や中国をはじめとする安価な外国製品との競合等により高岡銅器の販売額は減少傾向にあり、廃業や規模の縮小を図る事業者が増えてきている。また、伝統技術保有者の高齢化も進んでおり、後継者の確保が困難な状況となっている。

とりわけ、焼型や蠟型をはじめとする伝統的な鋳物の技法や製品の仕上げに欠かせない研磨をはじめとする加工技術の分野においては、事業所数の減少、高齢化が深刻であり、このままでは、高岡の産地としての特徴である製造・加工部門の工程別の分業による一貫体制の維持が困難となり、製品を完成できない事態に陥るおそれがある。

高岡市では、こうした状況に対応するため、これまでもデザイン・工芸センターが中心となって、学校、企業、関係機関と連携しながら、伝統技術の継承や新たなデザインの開発及び人材育成に取り組んできたが、高岡の高度な鋳物技術を継承していくためには、これらの取組みだけでは十分とはいえないことから、場所や設備の制約から、デザイン・工芸センターでは実施できない伝統的な技法の継承に特化した施設の早急な整備が必要であるとしている。

こうしたことから、高岡市の産業振興ビジョンにおいては、若手技術者の育成に資する鋳物工房を整備することを重点項目として位置付け、平成30年度までに施設を整備することとしている。

これは、高岡の高度な鋳物技術の継承を目的として鋳物工房を整備するも

のであり、これにより、伝統的な鋳物技法にも対応した設備とスペースが確保され、伝統技法に関する技術や知識が伝統技術保有者から直接学べるようになり、400年にわたって培ってきた貴重な伝統技術を後世に伝えていくことができるほか、ものづくり産業に携わる若手技術者や作家が、伝統工芸士や地域内外の様々な人との交流を通じて技能向上に取り組める環境が鋳物工房を拠点として整備されることは、単なる伝統技術の継承に留まらず、今後の新たな伝統を築いていくことにもつながるものと考えられる。

さらに、鋳物の技術を活かして高岡市の産業を活性化し、発展させていく動きが若手技術者を中心に広がっており、鋳物技術を継承していくことは、高岡市の産業全体に貢献するものと判断される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業者の調査によると、起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第 214号）や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護するため特別の措置を講ずべき文化財、動植物等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

起業地は、鋳物関連の事業者が集積している3候補地で比較検討した結果、市内外からの交通アクセス、鋳物技術を継承するための周辺環境等の観点から最も優れたものであり、また、歴史的・文化的にも鋳物との縁が深い地区であることにより選定されており、その選定は適当なものと認められる。

以上から、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

高岡市の鋳物産業を取り巻く状況は、(3)アで述べたとおりであり、このままでは、高岡の産地としての特徴である製造・加工部門の工程別の分業による一貫体制の維持が困難となり、製品を生産できない事態に陥るおそれがあるため、400年にわたって培われてきた伝統的な鋳物技術の継承の拠点施設としての鋳物工場の整備を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲はすべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

高岡市役所